

# 子ども・子育て会議条例 (素案)(骨子)

平成26年6月27日

## 1. 本条例の概要

子ども・子育て支援法第77条第1項において設置の努力義務が課せられている、子ども・子育て会議について、区長の附属機関として設置するにあたり必要な事項を規定する。

## 2. 子ども・子育て会議の所掌事項

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、区長が実施する意見聴取への対応。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、区長が実施する意見聴取への対応。
- (3) 世田谷区子ども・子育て支援事業計画の策定、変更に際し、区が実施する意見聴取への対応。
- (4) 区における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (5) その他区長が必要と認める事項

## 3. 子ども・子育て会議の組織・任期等

子ども・子育て会議は、区長が委嘱する委員(20人以内の学識経験者、区民)で組織する。  
委員の任期は2年。再任可。

子ども・子育て会議に、専門的事項を調査審議するための部会を置くことができる。

子ども・子育て会議は、原則公開。ただし、議決があったときは非公開とすることができる。